

- **住民票の住所の異動届**（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。
- 住民の皆さんに送付している
 - ・マイナンバーの「**通知カード**」
 - ・身分証明書となる「**マイナンバーカード（個人番号カード）**」
 これらの「**住所**」は**最新のものにする**必要があります。



通知カード（おもて面）



マイナンバーカード（おもて面）

マイナンバーカードの継続利用について

立科町に引越しをして住所が変わった時は、お持ちのマイナンバーカードを引き続き利用するための手続きが必要です。

●届出できる期間

- ・転出の予定日から30日以内
- ・転入をした日から14日以内（新しい住所に住み始めてから14日以内）
- ・転入届をした日から90日以内

※失効すると、引き続きマイナンバーカードを利用することはできません。住所の変更手続きとあわせてカードの住所変更の届出を行ってください。

●届出に必要なもの

- ・転入する方のマイナンバーカード
- ・そのカードの交付時の暗証番号（4桁数字）

※署名用電子証明書が搭載されたカードをお持ちの場合は住所が変わると失効してしまい署名用電子証明書の再発行が必要になるため、交付時の暗証番号（6桁以上英数字）も必要になります。（利用者証明用電子証明書については住所が変わっても失効しません）

役場では毎週月曜日（当日が休日の場合は翌日）時間外の窓口業務を午後7時まで行っていますのでご利用ください。

また利用者証明用電子証明書付のマイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書、現在戸籍の写し等を全国のコンビニエンスストアで取得できるサービスを行っています。夜間、土曜日、日曜日、祝日（**大型連休**）等の窓口が開いていない時間帯でも皆さんの生活スタイルに合わせて証明書の取得ができます。※12月29日～1月3日およびシステムメンテナンス日を除きます。

ただ今、住民係ではマイナンバーカード用のお写真を撮り交付申請のお手伝いをしています。また交付手数料も初回申請は無料です。ぜひカードを取得しましょう！